

物価高騰対策給付金(令和6年度住民税非課税給付・こども加算) よくある質問

○支給対象者に関すること

Q1 対象となるのか知りたい。

A 令和7年1月27日時点の情報を元に、支給要件を満たす世帯又は支給要件を満たすと思われる世帯に対して、「給付金のお知らせ」(はがき)、「支給要件確認書」(封筒)を2月28日から順次送付しています。なお、世帯主が未申告者である場合は課税情報が不明なため、送付していません。上記の案内書類等が送付されてこない等、ご不明点等があればコールセンターにお問い合わせください。

Q2 最近、武蔵野市に引っ越しをしてきましたが、どこの自治体から給付金の案内書類等が送付されますか？

A 基準日(令和6年12月13日)に住居登録のある自治体から送付されます。

Q3 令和5年度住民税非課税世帯への給付金(7万円)、令和5年度均等割のみ課税世帯への給付金(10万円)、新たに令和6年度の住民税が非課税又は均等割のみ課税となった世帯への給付金(10万円)を受給した世帯は、今回の給付金をもらえますか？

A 過去の給付金の受給有無にかかわらず、基準日に武蔵野市に住居登録があり、世帯全員が令和6年度住民税均等割非課税者で構成される世帯に該当すれば支給対象となります。ただし、世帯の方全員が課税されている方の扶養親族等である場合や他市区町村で同趣旨の給付金を受給している世帯は対象外となります。

Q4 給付対象世帯は、「令和6年度住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯」を除くとありますが、具体的にどのような世帯のことですか？

A 例えば、別居している親(課税者)に扶養されている学生の一人暮らしや、別居している子ども(課税者)に扶養されている高齢者夫婦、単身赴任をしている夫(課税者)に扶養されている妻と子の世帯が該当します。ただし、複数人で構成される世帯の場合、扶養になっていない者が一人でもいれば給付対象世帯です。なお、扶養親族等には、青色事業専従者及び事業専従者も含まれます。したがって、世帯員全員が、住民税が課税されている者から専従者給与を受け取っている場合も給付対象世帯になりません。

※専従者とは、事業主の元で働いている家族従業員

Q5 自分が誰に扶養されているかわからない場合はどうすれば良いのですか？

A ご家族(世帯外・市外の親族も含む)に、確定申告や年末調整で税金上の扶養控除を申告しているかどうかを確認してください。

Q6 基準日(令和6年12月13日)後に世帯分離をした場合、どうなりますか？

A 世帯は、基準日において判定するため、基準日後に世帯分離をしても別世帯として支給対象にはなりません。

Q7 外国人も対象になりますか？

A 国籍に関係なく給付金の要件を満たしていれば支給対象になります。

Q8 令和6年1月2日以降に海外から入国した場合は、新たな非課税世帯への給付金の支給対象になりますか？

A 令和6年1月2日以降に海外から入国した方は、令和6年度住民税の対象ではなく、非課税世帯ではありません。そのため、令和6年1月2日以降に海外から入国した方のみで構成される世帯は、給付金の対象とはなりません。

Q9 生活保護受給世帯は、支給対象となりますか？

A 生活保護受給世帯かどうかにかかわらず基準日に武蔵野市に住民登録があり、世帯全員が令和6年度住民税均等割非課税者で構成される世帯に該当すれば支給対象となります。ただし、世帯の方全員が課税されている方の扶養親族等である場合や他市区町村で同趣旨の給付金を受給している世帯は対象外となります。

Q10 基準日(令和6年12月13日)後に生まれた児童も対象になるということですが、いつまで対象になりますか？

A 申請期限の令和7年5月30日(金)までに生まれた児童は対象となります。なお、基準日以降も武蔵野市に引き続き住民登録がある世帯に対しては、本市で出生情報を確認できるため、本市から「支給要件確認書」を送付します。しかし、市外へお引越された後に生まれた児童については本市で把握できないため、ご自分で申し出る必要があります(申請の際には住民票等児童の出生を証明する書類の添付が必要です)。

Q11 別居している扶養児童がいますが、支給対象となりますか？

A 対象になります。ただし、提出書類として別居監護申立書と住民票(児童が市外在住の場合のみ)が必要になります。

Q12 こどもが海外に留学していますが、対象になりますか？

A 基準日(令和6年12月13日)時点で国内に住民登録がない児童は、対象外となります。

○手続きに関すること

Q1 給付金を受け取るためには、どのような手続きが必要ですか？

A 令和7年1月27日時点の情報を元に、支給要件を満たす世帯又は支給要件を満たすと思われる世帯に対して、①「給付金のご案内」(はがき)、②「支給要件確認書」(封筒)を2月28日から順次送付しています。

① 「給付金のお知らせ」(はがき)が届いた世帯は、原則、手続きが不要です。

届出期限(3月17日)までに受給辞退や口座変更等の申出がなければ、3月28日に「給付金のご案内」に記載されている口座へ給付金を振り込みます。

② 「支給要件確認書」(封筒)が届いた方は、「支給要件確認書」に必要事項を記入し、オンライン申請または添付資料とともにご返送ください。

Q2 修正申告を行い、個人住民税所得割が非課税となりましたが、手続きは必要ですか？

A 基準日(令和6年12月13日)以降に修正申告を行い、対象世帯となった場合はお手続きが必要です。手続きのご案内をしますので、コールセンターまでお問い合わせください。

なお、すでに調整給付金を受給している場合には、受け取った調整給付金を返還していただく場合があります。

Q3 支給が決定した場合、その通知は送られてきますか？

A 支給決定の通知は送付しておりません。不備のない申請の場合、20日間程度で指定の口座に振込されますのでご確認ください。

Q4 申請書に記載漏れや不備があった場合はどうなりますか？

A 記載漏れや不備があった場合は、お電話やお手紙でご連絡しますが、令和7年6月20日(金)までに記載漏れや不備が解消できなかった場合は支給できません。

Q5 給付金の振込口座名義は？

A 下記のようになります。

非課税世帯への給付金は、「ヒカゼイクウフキンムサシノシカイケイカンリシャ」。

こども加算の給付金は、「コドモカサンキュウフキンムサシノシカイケイカンリシャ」。

○制度に関すること

Q1 この給付金は課税対象になりますか？

A 非課税です。

Q2 基準日(令和6年12月13日)以降に世帯主が、「支給要件確認書」の返送を行うことなく死亡した場合、給付金の支給はどうなりますか？

A 単身世帯の場合は、世帯自体がなくなってしまうため、給付金は支給されません。
死亡した世帯主の他に世帯員がいる場合は、新たに世帯主となった方が振込口座の変更の届出を行い、給付を受けることができます。コールセンターへご連絡ください。

Q3 基準日(令和6年12月13日)以降に世帯主が、「支給要件確認書」の返送を行った後に死亡した場合、給付金の支給はどうなりますか？

A 死亡した世帯主に給付が行われます。支給された給付金は、他の相続財産とともに、相続の対象となります。

Q4 「給付金のご案内」(はがき)に記載してある辞退や口座変更の届出期間中に世帯主が死亡した場合、給付金の支給はどうなりますか？

A 単身世帯の場合は、世帯自体がなくなってしまうため、給付金は支給されません。
死亡した世帯主の他に世帯員がいる場合は、新たに世帯主となった方が振込口座の変更の届出を行い、給付を受けることができますので、コールセンターへご連絡ください。

Q5 「給付金のご案内」(はがき)に記載してある辞退や口座変更の届出期間後に届出を行うことなく世帯主が死亡した場合、給付金の支給はどうなりますか？

A 死亡した世帯主に給付が行われます。支給された給付金は、他の相続財産とともに、相続の対象となります。